

2025 年 5 月 16 日 全 4 頁

ISSB が IFRS S2 の改正案を公表

温室効果ガス排出量の測定・開示に関する要件を一部緩和

金融調査部 研究員 藤野 大輝

[要約]

- 2025 年 4 月 28 日に ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）が「気候関連開示（IFRS S2）」の改正案を公表した（意見募集は 2025 年 6 月 27 日まで）。
- 改正により、デリバティブ等に関連する温室効果ガス（GHG）排出量をスコープ 3 に含めないことや、ファイナンスド・エミッションの開示における産業別分類で世界産業分類基準（GICS）以外の方法を用いることが認められることとなる。
- IFRS S2 が改正された場合、わが国の SSBJ（サステナビリティ基準委員会）が公表しているサステナビリティ開示基準もこれに合わせて改正される可能性がある。ISSB、SSBJ の両者の動向に注目すべきだろう。

1. ISSB が IFRS S2 の改正案を公表

ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）はサステナビリティ情報に関する国際的な開示基準として、2023 年 6 月に「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（IFRS S1）」、「気候関連開示（IFRS S2）」を公表した。これらを踏まえ、わが国でも SSBJ（サステナビリティ基準委員会）が日本最初のサステナビリティ開示基準を 2025 年 3 月に公表している¹。

こうした中、2025 年 4 月 28 日に、ISSB は IFRS S2 の改正案を公表した（意見募集は 2025 年 6 月 27 日まで）。改正内容は、以下（1）～（3）の通り、温室効果ガス（GHG）排出量の測定・開示に関する要件を緩和するものとなっている。ISSB は 2025 年後半に公開草案の修正案を再審議し、迅速な公表を目指すとしている。

（1）デリバティブ等に関するスコープ 3 の GHG 排出量の開示免除

IFRS S2 では、スコープ 3 の GHG 排出量を開示することが求められている。スコープ 3 の GHG 排出量は、関連する活動によって 15 のカテゴリーに分類されている。そのうち、カテゴリー 15

¹ SSBJ の開示基準について、詳しくは拙稿「[SSBJ がサステナビリティ開示基準を最終化](#)」（2025 年 3 月 15 日、大和総研レポート）を参照。

は「投資」であり、投資運用に関連する排出量である。投資先企業の GHG 排出量のうち、投資持分に係る部分が該当する。例として、株式投資先の排出量に、投資先の発行株式数に占める自らの保有割合を掛け合わせることで、当該投資先に関するカテゴリ15 の GHG 排出量を算定することができる。

今回の改正案では、カテゴリ15 の GHG 排出量の測定に含めるものを、ファイナンスド・エミッション（企業が行う融資及び投資に関連して、投資先又は相手方の GHG の総排出のうち、当該融資及び投資に帰属する部分）に限定することができるとされている。また、企業はデリバティブ等に関連する GHG 排出量をスコープ 3 に含めないことができる。なお、ISSB は「デリバティブ」を定義しておらず、何をデリバティブとして取り扱うかを企業が決めることとなる。そのため、企業はスコープ 3 に含めないこととしたデリバティブ等の量や説明を開示することが求められる。

（２）世界産業分類基準（GICS）の使用免除

IFRS S2 では、商業銀行に関する活動、保険に関する活動を行う企業は、産業、資産クラス、スコープ 1、2、3 で分類したファイナンスド・エミッションの絶対総量、グロス・エクスポージャーを開示することが求められている。産業別に分類する際には、「世界産業分類基準」（GICS）を用いることとされている。

図表 1 IFRS S2 の改正案におけるファイナンスド・エミッションの産業別分類の方法

優先順位	ケース	分類方法
1	企業の一部で GICS を使用している場合	GICS
2	企業または企業の一部が、当局または上場している取引所によって、気候関連財務情報を開示するための産業分類基準を使用することが求められている場合	当該産業分類基準
3	企業または企業の一部が、当局または上場している取引所によって、財務報告のための産業分類基準を使用することが求められている場合	当該産業分類基準
4	1～3 のケースに該当しない場合	利用者にとって有用な情報となるような方法で、取引相手を産業別に分類できる産業分類基準

（注）報告日において、投融資活動を分類するためにどのようなシステムの利用が求められているかによってケース分けされている。1 から 4 の順に優先順位が高いため、例えば 1、2 の両方に該当する場合は 1 が優先され、GICS の利用が求められる。

（出所）ISSB” Amendments to Greenhouse Gas Emissions Disclosures Proposed amendments to IFRS S2” (2025 年 4 月 28 日) より大和総研作成

今回の改正案では、GICS 以外の方法で産業別の分類をすることが認められている。具体的には、図表 1 のそれぞれの場合に対応した分類方法を用いることとなる。また、企業は使用した分類方法を開示するとともに、GICS を使用しない場合は使用した分類方法の選択理由を説明することが求められる。開示情報の一貫性、比較可能性のために GICS の利用が求められているが、GICS の使用にライセンス契約が必要であるといった課題が見受けられ、GICS 以外の分類方法を認めることが提案されている。

(3) GHG 排出量の測定方法等に関する緩和措置

IFRS S2 では、GHG プロトコルに従って GHG 排出量を測定することを求めているが、当局または上場している取引所が GHG プロトコルとは異なる方法を用いることを要求している場合は、その方法を用いることが認められている。改正案では、企業の一部だけについてもこの容認規定を用いることができることを明確化している。

また、IFRS S2 では、GHG は「京都議定書」に記載されている、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、三フッ化窒素 (NF₃)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆) の 7 種類を指すとされている。GHG 排出量を開示する際には、これら 7 種類を CO₂ 換算値に集約する。この CO₂ 相当量への変換の際には、直接測定の場合等においては最新の「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC) の評価における 100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数を用いなければならない。改正案では、企業が当局または上場している取引所から 7 種類を CO₂ 相当量に変換するために、全体的または部分的に IPCC の係数とは異なる地球温暖化係数値を使用することが求められている場合、その係数値を代わりに使用できるとされている。

2. わが国への影響

最後に、今回の改正が実現した場合のわが国への影響について述べたい。1 つ目は、ISSB と SSBJ の基準の両方への準拠を目指す、国際的な活動を行う企業への影響である。両基準の準拠を目指す場合、1. の (1)、(3) については、もともと ISSB と SSBJ の基準で内容が共通しているため、ISSB の基準が緩和されることによる影響はあまりないと考えられる。一方、(2) については、SSBJ の基準では、産業別に分類したファイナンスド・エミッションの絶対総量、グロス・エクスポートに関する情報は、当面の間、開示しないことができるとされている。そのため、GICS 以外の方法による産業別の分類を行っていた企業も、SSBJ だけではなく ISSB の基準にも準拠することができるようになる。

2 点目は SSBJ の基準が改正される可能性である。1. で述べた通り、わが国では SSBJ がサステナビリティ開示基準を公表しており、将来的にはプライム市場上場会社の全てにこれが適用されると見込まれる。SSBJ の基準では、「ISSB により IFRS サステナビリティ開示基準が新規に公表される又は既存の IFRS サステナビリティ開示基準が改訂される場合、当委員会において、

サステナビリティ開示基準における取扱いについて可及的速やかに検討を開始する」とされている。特に、GICSについては、ISSBの基準が改正された場合、これに沿った改正を行うかどうか、可及的速やかに検討を開始するとされている。仮にSSBJの基準もIFRS S2の改正案と同様の形になった場合には、産業別に分類したファイナンスド・エミッションの絶対総量、グロス・エクスポージャーを開示することが求められるようになる。逆に、1.の(1)、(3)についてはSSBJの基準をIFRS S2の改正案と合わせることであれば、開示要件が緩和される。ISSBの基準改正の動向に加えて、これに対応したSSBJの動向についても注目すべきだろう。